

公示送達書

令和8年8月21日

愛知県西春日井郡豊山町長 服部 正樹



次の書類を、地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。

なお、送達すべき書類は役場税務課において保管してありますから、来庁の上受領してください。

送達先 氏名	送達すべき書類名称	摘要
中野 靖弘	地方税法に基づく書類	豊税第363号

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を超過したときに書類の送達があったものとみなされます。

担当:税務課収納グループ

電話: 0568-28-0926